

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2 - 1 ~ 2 - 6 の 2 (略) 2 - 6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能 2 - 6 の 3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1 中継局イーサネットスイッチごとに月額				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2 - 1 ~ 2 - 6 の 2 (略) 2 - 6 の 3 イーサネットフレーム伝送機能 2 - 6 の 3 - 1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額 1 中継局イーサネットスイッチごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	371,250 円	—	イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	341,667 円	—	
2 - 6 の 3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				2 - 6 の 3 - 2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額 都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,618 円	—	イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	137,467 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,489 円				20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	183,350 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	209,464 円				30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	216,453 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,252 円				40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	244,231 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	261,710 円				50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,750 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	283,313 円				60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	288,606 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	303,013 円				70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	307,333 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,284 円				80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	324,994 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338,129 円				90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	341,058 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	354,022 円				100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	356,590 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	480,116 円				200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	475,166 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	573,853 円				300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	561,794 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	651,412 円				400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	633,512 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	718,502 円				500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	694,581 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	778,930 円				600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	749,793 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	834,124 円				700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	799,148 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	885,036 円				800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,308 円
900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	932,616 円	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	887,740 円					
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	977,342 円	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	927,511 円					
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,333,712 円	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,240,551 円					
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,602,052 円	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,472,124 円					
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,827,091 円	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,663,228 円					
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,024,531 円	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,828,775 円					

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,202,462 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,366,593 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,518,828 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,662,022 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,798,079 円

	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,977,282 円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,112,477 円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,237,023 円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,354,114 円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,463,751 円

2 - 6の3 - 3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,799 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,824 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,137 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,200 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,743 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,555 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	502,213 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,505 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	560,432 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,783 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	795,878 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	951,357 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,027 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,191,350 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,634 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,245 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,467,760 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,546,755 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,621,019 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,213,058 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,659,227 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,033,643 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,362,327 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,658,683 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,932,172 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,185,949 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,424,745 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,651,714 円		

2 - 6の3 - 3 単料料金区域における通信に係る部分の料金額

単料料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単料料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,880 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	313,406 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,116 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	417,736 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,083 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,885 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	526,051 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,399 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,020 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,732 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	815,128 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	964,982 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,089,382 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,195,603 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,824 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,378,046 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,813 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,533,218 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,603,077 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,157,133 円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,572,107 円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,917,996 円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,220,251 円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,493,416 円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,743,856 円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,976,116 円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,195,649 円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,402,456 円		

2 - 7 - 2 - 12 (略)

2 - 7 - 2 - 12 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 8 欄のうち一般収容局 ルータで接続し、I P 通信網 (専 ら I P 電話の提供の用に供するも のを除きます。) を利用した交換 及び伝送を行う機能 (S I P サー バと連携して提供するセッション 制御の機能を除き、L A N インタ フェースにより 1 Gbit/s の符号 伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ル ータにおける 1 I P 通信網 収容装置ごと に月額	1,926,143円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の 用に供するものを除きます。) を 利用した交換及び伝送を行う機能 (L A N インタフェースにより 10 Gbit/s の符号伝送が可能なもの に限ります。)	1 ポートごと に月額	4,708,333円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機 接続ルーティ ング伝送機能	I G S を経由して、I P 通信網を 利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.1068円	_____
		1 秒ごとに	0.021174円	_____

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 一般収容局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 8 欄のうち一般収容局 ルータで接続し、I P 通信網 (専 ら I P 電話の提供の用に供するも のを除きます。) を利用した交換 及び伝送を行う機能 (S I P サー バと連携して提供するセッション 制御の機能を除き、L A N インタ フェースにより 1 Gbit/s の符号 伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ル ータにおける 1 I P 通信網 収容装置ごと に月額	1,524,156円	_____
(2) 一般中継局 ルータ接続ル ーティング伝 送機能	第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 7 - 2 欄で接続し、I P 通信網 (専ら I P 電話の提供の 用に供するものを除きます。) を 利用した交換及び伝送を行う機能 (L A N インタフェースにより 10 Gbit/s の符号伝送が可能なもの に限ります。)	1 ポートごと に月額	4,583,333円	_____
(3) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接 続ルーティン グ伝送機能	I G S を経由して、I P 通信網を 利用した交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	1.1467円	_____
		1 秒ごとに	0.017240円	_____

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日西設相制第 94 号)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。